2015.2.　No.562

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目　次

【本　　題】社会保障審議会企業年金部会における議論の動向（その3）……………………………………P1
【補足解説】規制改革実施計画における企業年金の規制緩和について　………………………………………P7

社会保障審議会企業年金部会における議論の動向（その3）

1. はじめに

前回（2015年1月号）に続き、社会保障審議会企業年金部会における議論の動向について振り返ります。

今回は、第12回会合から第14回会合にかけて審議された「確定拠出年金における運用」「企業年金のガバナンス」および「現行制度の改善」に関する論点と、第15回会合にて提示・了承された「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」について解説いたします。

2. 企業年金部会における議論

（1）確定拠出年金の資産運用

第12回会合（2014（平成26）年11月18日開催）および第13回会合（12月15日開催）では、確定拠出年金（DC）の資産運用について、制度創設から10年が経過し、運用商品の選択に対する加入者の意識や運用商品の選択状況・運用結果等に関する課題が顕在化したとの問題提起のもと、「運用商品を選択しやすい環境の整備」および「長期の年金運用として適切な運用方法の選択」の観点から以下のとおり論点が示されました（図表1）。

＜図表1＞「確定拠出年金の資産運用」における論点

論　点		見直しの方向性
運用商品を選択しやすい環境の整備	加入者の投資知識等の向上	・継続投資教育の配慮義務から「努力義務」への引上げ ・継続投資教育の基準の明確化 ・加入者への資産額通知に対する関心を高める措置の検討
	運用商品提供数のあり方	・運用商品提供数の上限の設定（10本以内） ・より実効性のある運用商品除外規定の制定 企業型：商品選択者の過半数で組織する労働組合の同意など 個人型：書面による2/3以上の決議（投資信託の解約手続に準拠）
長期の年金運用として適切な運用方法の促進	自ら運用商品を選択する者への対応	・運用商品の提供義務の明確化 （それぞれリスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品） ・元本確保型商品の提供義務の撤廃
	運用商品の選択をしない者への対応	・運用商品を選択しない人が自動的に購入することになるあらかじめ定められた運用商品（デフォルト商品）に関する規定の法令化 ・分散投資効果が見込まれる商品（ライフサイクル型バランスファンド等）をデフォルト商品に設定することの促進（努力義務化） ・元本確保型商品をデフォルト商品に設定する場合の、元本確保型商品による運用期間の限定（例：1年）

（出所）第12回社会保障審議会企業年金部会「資料1 確定拠出年金における運用について」を基にりそな企業年金研究所作成。

DCの資産運用は、当部会における検討課題（⇒弊誌2014年12月号ご参照）としては「現行制度の改善」の一項目に過ぎなかったにもかかわらず、部会では1.5回分の時間を費やして議論が行われました。この背景には、「自らの運用資産の状況を把握していない」あるいは「DC制度そのものを知らない」DC加入者が実態として一定程度存在することや、資産選択が元本確保型商品に集中していると将来の経済情勢がインフレ局面に転じた際に年金資産の実質的価値が損なわれるのではないかという懸念があるものと推察されます。

当日の議論では、上記の論点のうち「運用商品提供数の上限の設定」や「デフォルト商品設定の努力義務化」等については、「商品数を絞って分かりやすくするのは良い」という賛成論と、「労使合意に委ねるべき」「選択肢を狭めるのは本末転倒」などの慎重・反対論がほぼ拮抗しました。一方で、「継続教育の充実」や「より実効性のある運用商品除外規定の制定」など加入者の利便性を高める施策については、多数の委員が賛意を示しました。

DC制度は、確定拠出年金法の目的条文（第1条）にも掲げられている通り、「個人が自己の責任において運用の指図を行い、（中略）国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援」するための制度ですが、今後は、**従来の自己責任原則に基づき加入者の選択の自由を尊重**するのか、それとも、**加入者の選択肢に制約を加えてでも合理性（＝年金資産の実質的価値の確保）を重視**するのかが、制度改正議論における大きなテーマとなりそうです。

（2）企業年金のガバナンス

第13回会合（12月15日開催）から第14回会合（12月25日開催）にかけては、企業年金のガバナンスについて議論されました。論点のうち、基金型確定給付企業年金（以下「DB」）および規約型DBにおける権限・責任分担については「一定の整備が行われている」と整理されたものの、その他の論点については、見直しの方向性が以下のとおり示されました（図表2）。

＜図表2＞「企業年金のガバナンス」における論点

<table>
<tr><th colspan="2">論　点</th><th>見直しの方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="3">組織・行為準則</td><td>資産運用委員会のあり方</td><td>・確定給付企業年金（DB）における資産運用委員会の設置の促進
・（資産運用委員会を設置した場合）委員に専門家を含めること
・（資産運用委員会を設置した場合）議事概要の報告・周知</td></tr>
<tr><td>基金の理事の専門性のあり方</td><td>代議員でない「専門性を有する者」の基金型DB理事への登用</td></tr>
<tr><td>柔軟で弾力的な給付設計を行う場合の対応</td><td>（柔軟で弾力的な給付設計を行い、制度運営上のリスクを加入者がより負担する場合）加入者がリスク負担に見合う形での業務の決定に関与できるような何らかの仕組みの検討</td></tr>
<tr><td colspan="2">監査のあり方（会計監査）</td><td>基金型DBにおける外部の専門家による会計監査の促進</td></tr>
<tr><td colspan="2">資産運用ルールのあり方</td><td>DBの資産運用ルールの一定の見直し（厚生年金基金を参考に）</td></tr>
<tr><td colspan="2">加入者への情報開示のあり方</td><td>・「運用の基本方針」の全文開示
・資産運用利回りの開示の義務化（年1回）
・（柔軟で弾力的な給付設計を行い、加入者のリスク負担度合いが増す場合）資産運用状況の詳細について加入者の代表が確認できることとするなどの対応</td></tr>
</table>

（出所）第13回社会保障審議会企業年金部会「資料2 企業年金のガバナンスについて」を基にりそな企業年金研究所作成。

（3）現行制度の改善

第14回会合（12月25日開催）の後半では、現行制度の改善について議論されました。現行制度の改善については、これまで同部会においても「中小企業向けの取組」「ライフコースの多様化への対応」「DCの資産運用」等のテーマの一環で議論されてきましたが、これらに加えて、企業年金制度の現場の運営の中で出てきた手続等の制度改善事項や、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）で指摘されている事項（⇒7ページ「補足解説」ご参照）等を踏まえ、①DCの手続・手数料等のあり方、②DBの掛金未納時の給付のあり方、③その他の現行制度の改善事項のあり方、の3点について見直しの方向性が示されました（図表3・4）。

当日の議論では、論点①の「自動移換者の年金資産のデフォルト商品での運用」「運営管理機関の定期的な見直し」および論点②の「未納事業所の加入者に係る給付減額の容認」については賛否両論が見られたものの、その他の論点については多数の委員が賛同していました。

＜図表３＞「現行制度の改善」における論点

論　　点	見直しの方向性
①DCの手続・手数料等のあり方	・自動移換者が個人型DC加入者や運用指図者となるまでの間の、年金資産のデフォルト商品での運用 ・DCの手数料の開示の促進 ・運営管理機関の見直しの定期的な検討の促進（例：3年に1度）
②DBの掛金未納時の給付のあり方	掛金の未納期間がある事業所の加入者に係る給付減額の容認
③その他の現行制度の改善	（図表4の通り）

（出所）第14回社会保障審議会企業年金部会「資料３ 現行制度の改善について」を基にりそな企業年金研究所作成。

＜図表４＞その他の現行制度の改善事項

①制度関係

項　　目	内　　容	検討の方向性
選択一時金の要件緩和※1【DB】	老齢給付金を一時金で受け取る場合の額は、年金として受け取る場合の給付現価以内の額としているが、給付現価算出に用いる予定利率の規制のために、資格喪失時の脱退一時金の額よりも、支給を繰り下げて老齢給付金を一時金として受け取った方が小さくなることがあるため、支給を繰り下げても資格喪失時の一時金相当額を確保できるように見直す。	繰り下げ後の一時金額が資格喪失時の一時金に相当する額以上の額を確保できるよう、予定利率の規制を緩和する方向で検討。 ※厚生年金基金も同様の対応を実施する方向で検討
DC加入者（DB中途脱退者）の脱退一時金相当額の移換※1【DB】	DCに加入して3ヶ月以上経過している場合に、DBの脱退一時金相当額をDCへ移換できないため、移換を可能とする。	既にDCに加入している場合でも、DBの脱退一時金相当額のDCへの移換を可能とする方向で検討。 ※厚生年金基金では措置済
非継続基準に係る改善【DB】	非継続基準の算定式および掛金拠出の時期について、 ①最低積立基準額の算定に、簡便な算式を用いることを可能とする。 ②特例掛金の拠出時期を早期化する。	①は加入者の最低積立基準額について、脱退一時金に相当する額などの簡便な算式を可能とすることなどを検討。 ②は事業年度末の翌々年度からの拠出しか認められていない特例掛金の拠出時期の早期化を検討。
金融商品営業業務と運営管理機関業務の兼務禁止の緩和※2【DC】	金融商品営業業務を行う者は運営管理機関業務を兼務することが禁止されているが、それを可能とすることで人員の効率化が図れるようにする。	運営管理機関業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業業務を行う者が兼務しても中立性を欠くことはないため、兼務できる方向で検討。
死亡の通知・届出に係る明確化【DC】	運用指図者（年金受給者を除く）である者に係る死亡の通知・届出についての法的根拠を明確化。	法的根拠を明確化する方向で検討。
企業型加入者から運用指図者となる要件の緩和【DC】	60歳以降に資格喪失して企業型運用指図者となる事由は、退職時や一定年齢到達時に限られるが、規約上適用除外で喪失した場合でも運用指図者となれるよう措置。	企業型運用指図者に係る資格の拡大により、事業主の事務費負担が増加する等の影響について考慮する必要があることから、慎重に検討する必要がある。
自動移換者対策【DC】	①資産移換手続についての事業主からの説明を、資格喪失時だけでなく、在職中から実施。 ②資格喪失後に移換手続をとらない者への対策として、資格喪失時及びその後の手続勧奨を強化。	①通知における投資教育の具体的内容において、資格喪失後も運用を続ける必要性を明示的に規定する方向で検討。 ②通知により、事業主及び運管により移換手続の勧奨を明確化する方向で検討。
資産の分割移換に関する経過措置対応【DC】	退職一時金制度の廃止・改定に伴う退職一時金のDCへの分割移換は、廃止・改定された年度内に初回移換しなければならないこととされており、年度末近くに廃止・改定した場合に移換作業が間に合わない事への対応が必要。	年度末近くに施行される規約について、初回の移換時期について翌年度にかかることを認める方向で検討。
充当規定の整備【国基】	国民年金基金の受給者が死亡し、過払いとなった給付があり、かつ、死亡した者の遺族に対して遺族一時金の支給を行う場合に、当該過払い金を遺族一時金に充当する根拠規定を設けるもの。	充当規定の整備を図る方向で検討。

項　目	内　容	検討の方向性
事業の一体的運営【国基】	今後の人口減少・就業構造の変化に対応するため、国民年金基金の一体的運営を可能とするもの。	加入者の利便性の向上と保険者機能の強化を図るため、国民年金基金の一体的運営を可能とする方向で検討。
在外邦人の加入【国基】	在外邦人については、国民年金の任意加入被保険者になることはできるが、国民年金基金の加入者になることはできないため、それを可能とするもの。	在外邦人の国民年金基金の加入を可能とする方向で検討。
給付設計の弾力化【DB】	①脱退一時金の支給要件について、加入者期間3年以上とすることは認められていないが、それを可能とする。 ②脱退一時金等の支給の判定に用いる加入者期間について、休職期間の控除を可能とする。	一定期間DB制度に加入した者に対しては、給付を行うべきという趣旨で設けられている規定であり、支給要件の緩和には慎重な検討が必要。
日本年金機構からの住所情報の提供範囲拡大【DC】	事業主から記録関連運営管理機関への住所変更通知が無い場合に、資産額通知を送付しても宛先不明となってしまうため、日本年金機構から住所情報の提供を受けられるようにする。	資産額通知に係る住所情報は、個人情報であることから、日本年金機構から情報提供を受けることについては慎重な検討が必要。
老齢給付金の支給要件緩和【DB】	老齢給付金について、65歳を超えて実施事業所に使用されなくなった場合や50歳未満の退職者が50歳以上の規約に定める年齢になった場合の支給開始を認める。	第11回部会で示したとおり、企業年金の支給開始年齢は継続的な議論が必要であり、今後の課題として引き続き検討。
DBからDCへの移換相当額の連合会への移換※1【DB】	DBの一部をDCに移行するとき、希望する者に対して移換相当額を一時金として支払うことができるが、一時金として支払う額の企業年金連合会への移換を可能とする。	希望する者に対しては、DBからDCへの移換相当額を企業年金連合会へ移換することを可能とする方向で検討。
DBから企業型DCへの移行要件の弾力化【DB】	DBの一部をDCへ移行するときに、 ①DC移行しない加入者からの1/2の同意を不要とする。 ②DC移行の同意をした者は一時金での受け取りができないため、当該取扱いを認め、一時金で受け取ることを希望する者が半数以上いる場合でもDC移行を可能とする。	①は移行元のDBの財政に影響を及ぼさないこと等を条件に当該同意を不要とする方向で検討。 ②はDC移行に係る同意をした者についても一時金での受け取りを可能とする方向で検討。
統合時等の減額同意要件の緩和【DB】	DBの給付減額では、加入者等の個別同意が必要とされているが、DBの統合や権利義務承継など、企業再編による給付設計変更の場合は、全体の給付現価が下がらず、過半数代表者の同意があることを条件に、個別の同意を不要とする。	個人ごとで見た場合に給付が減額される場合があることから、慎重な検討が必要。
70歳到達時の支給に係る一時金支給の指定【DC】	70歳到達まで老齢給付金を請求しないと自動的に給付が行われる。個人型DCは、規約により一時金支給を指定されているが、企業型DCは、規約上指定されていない場合が多く、70歳時点で選択させるやりとりを経なければならない。	70歳到達時の受取方法を企業型年金規約上、指定するよう通知に規定する。
脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化※1【DB】	複数の事業所でDBを実施している場合、DBの実施事業所でなくなることにより資格喪失した加入者は脱退一時金の支給の繰下げができないため、これを可能とする。	実施事業所でなくなった者に係るDB側の管理コストや、支給額に据置利息が発生することなども勘案した上で、慎重な検討が必要。
財政運営についての弾力化【DB】	継続基準では、毎年度末に積立不足が生じたとしてもそれが一定限度内であれば次の財政再計算までその解消を留保できるが、積立不足が一定限度を超える場合には積立不足をすべて解消することとしているところ、積立不足のうち一定限度を超過する額のみを解消すればよいこととする（下方回廊方式）。 ※平成20年度末～23年度末まで認められていた方式。	下方回廊方式は、リーマンショックに伴う厳しい経済情勢等を考慮し、時限的に認めていたものであることから、財政の健全性確保の観点から慎重な検討が必要。

②手続関係

項　　目	内　　容	検討の方向性
資産額通知の電磁的方法による通知【DC】	少なくとも年1回通知する資産額通知について、自宅宛に郵送する場合に宛先不明で未着となることを抑制するため、電磁的方法によることを可能とする。	電磁的方法により通知することを可能とする方向で検討。
運営管理機関の変更届出事項の簡素化※1･2【DC】	運営管理機関の登録申請書の記載事項である役員の氏名・住所に変更が生じた場合には変更届出が必要としているが、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなどの届出事項の簡素化。	役員の犯歴調査等の観点から必要であり、慎重な検討が必要。
予算手続の簡素化【国基】	現行厚生年金基金の予算は届出であることから、国民年金基金の予算について、認可から届出とし、予算手続の簡素化を行うもの。	予算手続の簡素化を行う方向で措置してはどうか。
個人単位の権利義務移転・承継手続の簡素化※1【DB】	他のDBへの権利義務移転・承継について、個人単位で実施する場合は厚生労働大臣の承認・認可等を不要とする。	転籍等に伴い、事業所が変わった場合の権利義務承継については厚生労働大臣の承認・認可を不要とし、届出などとする方向で検討。
運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出の廃止※2【DC】	運営管理機関の登録申請書には、記載事項に役員の兼職状況が含まれているが、届出を不要とする。	DC法の運営管理機関登録拒否事項に係る法人（運営管理機関登録取消から5年未経過、公益に反すると認められる、損失の管理が困難である）で兼職していることを確認する必要があるため、慎重な検討が必要。

※1　規制改革実施計画（2014（平成26）年6月24日閣議決定）で指摘されている事項。
※2　共管の金融庁との調整が必要となる事項。
（注）略称の記載は次の通り。DB：確定給付企業年金、DC：確定拠出年金、国基：国民年金基金
（出所）第14回社会保障審議会企業年金部会「資料3 現行制度の改善について」を基にりそな企業年金研究所作成。

3.「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」の公表

第15回会合（2015（平成27）年1月16日開催）では、同部会における「議論の整理（案）」が提示・了承され、同日中に公表されました。これは、前回の第14回会合における議論をもって、第7回会合（7月25日開催）にて設定された検討課題（詳細は弊誌2014年12月号をご参照）について一巡したことから、これまでの議論について「概ね方向性が一致し、見直しを行うもの」と「引き続き議論すべきもの」とに分けて、一定の整理を行ったものとされています（図表5）。

<図表5>「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」の概要（形式的）

論　　点	見直しの方向性
企業年金制度等の普及・拡大に向けた見直しの方向性（概ね意見が一致し、見直しを行うもの）	・中小企業向けの取組 ・柔軟で弾力的な給付設計 ・ライフコースの多様化への取組 ・確定拠出年金の運用改善の促進 ・企業年金のガバナンス ・その他
企業年金制度等の普及・拡大に向けた今後の検討課題（引き続き議論すべきもの）	・企業年金制度等における拠出時・給付時の仕組みのあり方 ・企業年金制度等に関する税制のあり方 ・その他

（出所）社会保障審議会企業年金部会「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」を基にりそな企業年金研究所作成。

しかし、「概ね方向性が一致し、見直しを行うもの」に列挙されている項目について、本文をよく読んでみると、**「検討すべき」「引き続き議論が必要」等の表記が随所に混在**しており、実質的には、引き続き議論すべき項目の割合が多くなっています。今後の法案提出・制度改正において、実際にどの項目が改正対象となるのかは、なお予断を許さない状況です。

なお、「議論の整理」の各項目を、「見直しを行うべき事項」と「引き続き議論すべき事項」とに実質的に分類すると、図表6の通りとなります。

＜図表６＞「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」の概要（実質的）

検討課題	見直しを行うべき事項※1	引き続き議論すべき事項※2
中小企業向けの取組	・受託保証型DBの更なる普及・拡大 （手続の緩和等） ・DCの投資教育の共同実施（企業年金連合会や商工会議所など公共団体への事務委託） ・簡易型DC制度の創設 **・個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設**※3	
柔軟で弾力的な制度設計		・積立状況に応じた柔軟性を持つ給付を組み合わせた設計のDB ・労使の判断のもと資産を集団運用するDC （協働運用型DC） ・協働運用型DCにDBからの保証を組み合わせる設計
ライフコースの多様化への対応	**・個人型DCの加入対象拡大**※3 **・ポータビリティ（制度間の資産移換）の拡充**※3（労働政策審議会における議論を経る必要あり）	
DCの運用改善の促進	・継続投資教育の拡充 （努力義務化、基準の明確化） ・加入者の通知に対する関心を高めるための措置 ・より実効性のある商品除外規定の整備 （経過期間の設定等と併せて措置） ・リスク・リターン特性の異なる商品の提供の促進（法律上明確化） ・1つ以上の元本確保型商品の提供義務の撤廃 ・あらかじめ定められた運用商品（デフォルト商品）に係る法律上の整備	・一定水準以上の投資教育が実施できる環境の整備（共通の投資教育プラットフォームの構築など） ・運用商品提供数の見直し ・一定の基準に基づいた分散投資効果が見込まれる商品（ライフサイクルファンド等）をデフォルト商品に設定することの努力義務化（基準の設定については改めて当部会で議論を行う） ・デフォルト商品にライフサイクル型バランスファンド等を設定しても事業主は運用結果に責任を負わない規定（セーフハーバールール）の検討
企業年金のガバナンス	・DBにおける資産運用委員会の設置促進 ・DBの資産運用ルールの見直し （厚生年金基金の資産運用ルールを参考） ・加入者への情報開示 （「運用の基本方針」の全文開示、資産運用利回りの年1回以上の開示）	・外部の専門家の基金型DB理事への登用 ・公認会計士等の外部の専門家による監査の活用 ・DBにおける年金数理人の一層の活用
拠出時・給付時の仕組みのあり方		・DB・DC一体での拠出限度額の設定 ・中途引出し規制のあり方 ・一時金受給から年金受給への促進措置 ・バッドボーイ条項（懲戒解雇時の給付減額・没収）の見直し
税制のあり方		拠出時・運用時・給付時全体の課税のあり方の議論を行う
その他	**・DCの拠出期間規制の年単位化**※3 ・手続の規制緩和、手数料の見直し、自動移換者対策等 ・個人型DCの認知度の向上（広報の充実）	・企業年金の普及・拡大 ・私的年金の自動加入制度等の導入

※１　文中にて「必要である」「適当である」「行うべき」「講ずるべき」「措置するべき」「促進する」「実現すべき」等と明記されている事項。
※２　文中にて「検討すべき」「考えられる」「引き続き検討」「引き続き議論」「改めて当部会で議論」等と明記されている事項。
※３　平成27年度税制改正の大綱（2015（平成27）年１月14日閣議決定）にて税制上の措置が規定されている事項。
（出所）社会保障審議会企業年金部会「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」を基にりそな企業年金研究所作成。

4. 結びにかえて　～　企業年金部会における議論の意義

第４回会合から第 15 回会合まで計 12 回にわたり行われた企業年金のあり方に関する議論は、「議論の整理」の公表をもって一旦区切りとされました。今後は、「平成 27 年度税制改正の大綱」（2015（平成 27）年１月 14 日閣議決定）で税制上の措置が講じられた事項（⇒弊誌 2015 年１月号「緊急レポート」ご参照）および「議論の整理」で見直しを行うべきとされた事項を踏まえて、関連法案が本年の通常国会に提出される予定です。

企業年金等に関する政策議論は、従来は、社会保障審議会年金部会の中で公的年金制度と共に行われていましたが、2013 年の厚生年金基金制度の見直しを機に、DB や DC など企業年金全般のあり方についてより専門的な見地から議論を進める観点から、常設の部会として企業年金部会が設置されたものです。これにより、企業年金に関する専門的事項のみならず、個人型 DC の拡充や中退共を含めたポータビリティの拡充など企業年金の枠を超えた議論が行われたことは、意義深いものと言えます。

一方で、今般の改革議論では「厚生年金基金に代わる中小企業向け年金制度の受け皿作り」も重要なトピックだった筈ですが、第５・６回会合で実施された関係団体ヒアリングの場には厚生年金基金の移行・解散業務に携わる関係者は呼ばれなかったほか、中小企業向けの取組についても議論がわずか１時間足らずで終わるなど、厚生年金基金不在の議論が結果として「中小企業不在」の論議を招いてしまった感は否めません。今後の企業年金制度の普及・拡大を真に考えるならば、わが国の大多数を占める中小企業のニーズを丹念に確認することから再始動するべきではないでしょうか。

<ご参考資料>

社会保障審議会　企業年金部会　（厚生労働省ホームページ）
http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=163664
企業年金ノート 2014 年 12 月号（No.560）「社会保障審議会企業年金部会における議論の動向（その 1）」
http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/201412.pdf
企業年金ノート 2015 年１月号（No.561）「社会保障審議会企業年金部会における議論の動向（その 2）」
http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/201501.pdf

（信託ビジネス部　谷内 陽一）

補 足 解 説

「規制改革実施計画」における企業年金の規制緩和について

安倍内閣では、規制改革を最重要課題の一つと位置づけており、この課題に強力かつ着実に取り組むべく、規制改革を総合的に調査審議するため、内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を 2013（平成 25）年１月 23 日に設置しました。その規制改革会議の答申で示された規制改革事項等について、内容およびスケジュールを確定しその着実な実施を図ることを目的に策定されるのが**「規制改革実施計画」**で、2013 年から策定されています。

2014（平成 26）年６月 24 日、政府は、「日本再興戦略改訂 2014」（成長戦略）および「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（骨太の方針）とともに、2014 年の規制改革実施計画を閣議決定しました。2014 年計画では、「3. 創業・IT 等分野」の「⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革」において、**企業年金に関する規制改革が初めて規定**されています。具体的な内容は、次頁の表をご参照ください。

2014 年計画に規定された事項は、当年度中に規制改革を実現するか、検討のうえ結論を出すこととされています。今般の社会保障審議会企業年金部会では、2014 年計画に規定されている全 10 項目のうち結論が得られていない７項目について検討が行われ、「確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化」を除いた６項目について、規制改革会議の答申におおむね沿った規制改革が行われる見込みです。

＜表＞「規制改革実施計画」における企業年金の規制緩和および企業年金部会における検討状況

事　項　名	規制改革の内容	企業年金部会における検討状況※
確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	使用される事業所等が実施事業所でなくなったため資格を喪失した者への脱退一時金の支給の繰下げについて、他実施事業所に繰下利率等の負担がかかる懸念等を踏まえつつ、検討し結論を得る。	実施事業所でなくなった者に係る確定給付企業年金側の管理コストや、支給額に据置利息が発生することなども勘案した上で、慎重な検討が必要。
確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	確定給付企業年金（一時金）の上限額の計算に係る予定利率の取扱いについて、利率の変動への対応の要否を含め検討し、結論を得る。	繰り下げ後の一時金額が資格喪失時の一時金に相当する額以上の額を確保できるよう、予定利率の規制を緩和する方向で検討。
制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換	確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、当該額の企業年金連合会への移換を認めることについて検討し、結論を得る。	希望する者に対しては、確定給付企業年金から確定拠出年金への移換相当額を企業年金連合会へ移換することを可能とする方向で検討。
既に企業型年金加入者または個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換	確定給付企業年金について、脱退一時金相当額を移換することを可能とすべく検討し、結論を得る。	既に確定拠出年金に加入している場合でも、確定給付企業年金の脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換を可能とする方向で検討。 ※厚生年金基金では措置済
確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化	確定拠出年金運営管理機関の変更届出について、運営管理機関の状況を把握する必要性を踏まえつつ、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど届出事項の簡素化を検討し、結論を得る。	役員の犯歴調査等の観点から必要であり、慎重な検討が必要。
確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続簡素化	確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続について、あらかじめ定めた特定の企業年金制度間での権利義務移転・承継である場合は発生の都度の認可申請は不要とするなど、手続の簡素化について検討し、結論を得る。	転籍等に伴い、事業所が変わった場合の権利義務承継については厚生労働大臣の承認・認可を不要とし、届出などとする方向で検討。
確定拠出年金における運用商品除外手続の緩和	確定拠出年金制度における商品の除外手続において、全員の同意から労働組合等との合意に代えることについて、加入者等の受給権保護の観点を踏まえつつ、検討し結論を得る。	より実効性のある商品除外規定の内容を措置する。
確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化	確定拠出年金の変更等の手続において、企業型年金を実施する事業主の事務費に係る事項等を軽微な事項とする等、申請を要する範囲の見直しを行い、届出制とする。	（平成26年度措置）
厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進	確定給付企業年金、確定拠出年金における規約の変更に係る手続要件の緩和、受託保証型確定給付企業年金の適用対象の拡大等を行う。	（措置済み）
確定給付企業年金における承認・認可申請手続の簡素化	確定給付年金の変更等の手続において、確定給付企業年金の給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項（ただし、労働協約等の変更により確定給付企業年金法第27条に規定する加入者資格の喪失の時期が変更になる場合その他の軽微な変更に限り、給付の減額に係る部分を除く。）等を軽微な事項とする等申請を要する範囲の見直しを行い、届出制とする。	（平成26年度措置）

※　企業年金部会における検討状況は、第14回社会保障審議会企業年金部会「資料3 現行制度の改善について」等から引用。
（出所）規制改革実施計画（2014（平成26）年6月24日閣議決定）を基にりそな企業年金研究所作成。

企業年金ノート No. 562
平成27年2月　りそな銀行発行
りそな銀行
RESONA

信託ビジネス部
〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟
TEL:03（6704）3384　MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp
※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。
https://resona-nenkin.secure.force.com/

りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。
会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合せください。
受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）